

弁護士法第五条の二第三項の手数料の額を定める政令

(平成十六年二月四日政令第十七号)

内閣は、弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第五条の三第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

弁護士法第五条の二第三項の政令で定める手数料の額は、申請一件につき一万九千八百円とする。

附 則

この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 〔平成十六年三月三十一日政令第九十二号〕

この政令は、平成十六年四月一日から施行する。